

「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への
適合性確認整理表の凡例（◎★記号）の経緯について

1. 背景

平成 30 年 6 月 19 日に NSRR において消火設備に係る設工認申請漏れが確認され、その後、令和元年 8 月の原子力規制委員会を受け、全体像の確認として NSRR において「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への適合性要否整理表（以下「要否整理表」という。）の作成を行った。

2. 要否整理表における凡例「◎」の経緯

1. のとおり、NSRR において作成した要否整理表の凡例の整理は、以下のとおりである。

「要否整理表 凡例」

- | |
|--|
| <p>—：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いこと、又は当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。</p> <p>○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。</p> <p>◎：新規要求事項であるが、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの。</p> <p>△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。</p> |
|--|

このうち、「◎：新規要求事項であるが、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの」については、令和元年 9 月のヒアリングにおいて、事業者の品質保証活動の中で確認することというご判断を頂いている。また、令和元年 11 月 11 日の第 313 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合において、新規制基準適合に係る設工認申請を必要としない旨ご説明し、了承を頂いている（別紙参照）。

このため、その後に要否整理を実施し了承を得ている JRR-3 及び STACY も同様の整理を行っており、放射性廃棄物処理場においても、令和 2 年 6 月 22 日第 356 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（以下「第 356 回審査会合」という。）において、同様の整理で了承を頂いている。

3. 要否整理表における凡例「★」の経緯

第 356 回審査会合において了承を頂いた要否整理表については、その後のヒアリング等で頂いたコメント等を踏まえ、必要な見直しを行っており、その過程において「◎」案件について、「要求事項に施設時からの変更がなく、既設をそのまま使用するもの」は、更に細分化できるため、「★：新たに追加となった条項であるが、要求事項に施設時からの変更がなく、既設をそのまま使用するため、適合性確認の説明を省略することを示す。」という分類分けを行ったものである。

4. まとめ

要否整理表の「◎」については、これまでの経緯等を踏まえ、事業者の品質保証活動の中で確認することとし、新規制基準適合に係る新たな設工認申請は不要と考える。

なお、「★」については、元々「◎」として整理していたものを分離したものであるため、「◎」と同様に事業者の品質保証活動の中で確認することとする。

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第313回

令和元年11月11日（月）

(該当箇所のみ抜粋)

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第313回 議事録

1. 日時

令和元年11月11日(月) 14:00～17:27

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

山中 伸介 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

山形 浩史 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長
小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐
戸ヶ崎 康 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員
川末 朱音 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員
加藤 淳也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員
梶見 亮司 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員
三好 慶典 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員
木村 裕一 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員
片野 孝幸 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員
宮下 勇二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

三浦 幸俊 日本原子力研究開発機構 理事
峯尾 英章 大洗研究所 副所長
奥田 英一 安全・核セキュリティ統括部 部長
村山 洋二 研究炉加速器技術部 部長
村尾 裕之 研究炉加速器技術部 NSRR管理課 マネージャー
篠原 正憲 安全・核セキュリティ統括部安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹

井坂 浩二	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	主査
永富 英記	研究炉加速器技術部	技術主席	
小林 哲也	研究炉加速器技術部	J R R - 3 管理課	技術副主幹
平根 伸彦	研究炉加速器技術部	J R R - 3 管理課	技術副主幹
小川 和彦	臨界ホット試験技術部	次長	
井澤 一彦	臨界ホット試験技術部	臨界技術第 1 課	マネージャー
石井 淳一	臨界ホット試験技術部	臨界技術第 1 課	技術副主幹
関 真和	臨界ホット試験技術部	臨界技術第 1 課	主査

国立大学法人京都大学

三澤 毅	京都大学	複合原子力科学研究所	教授
北村 康則	京都大学	複合原子力科学研究所	助教
高橋 佳之	京都大学	複合原子力科学研究所	助教
小林 徳香	京都大学	複合原子力科学研究所	技術職員

4. 議題

- (1) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所のNSRRの設計及び工事の方法の認可申請について
- (2) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所のJRR-3の設計及び工事の方法の認可申請について
- (3) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所のSTACYの設計及び工事の方法の認可申請について
- (4) 京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認申請について

5. 配付資料

資料	日本原子力研究開発機構の試験研究炉等に係る審査の進め方について
資料 1 - 1	設工規則適合性要否表（NSRR）について
資料 1 - 2	NSRR許可基準規則への対応と後段規制との関係について
資料 1 - 3	NSRR設工認申請概要－消火設備－
資料 2 - 1	一次冷却材補助ポンプの設工規則第 1 3 条の 2 への適合性（水没に関する考慮）について

○山中委員 あと、よろしいでしょうか。いかがですか。

前回の会合でもお話ししましたように、JAEAの持っておられる施設が止まっていることのほうが、日本にとって人材育成上、あるいは研究の成果が出ないという、いわゆるそういった側面もございますので、ぜひともJAEA全体で議論をしていただいて、どういう施設のどういうものを先に申請をして、運転を再開していくのかということが、まずJAEA全体で議論していただいて、御申請していただければと思います。我々は我々で、できるだけ審査が速やかに進むように、リスクに応じて進めてまいりたいという、そういう努力をしてまいりますので、ぜひとも設置者側も努力をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○日本原子力研究開発機構（三浦理事） 三浦です。

今、山中委員からいただいた再稼働して運転再開して、稼働して成果を出していくということに対しての共通な理解はあるというふうに聞かせていただきました。努力いたしますので、よろしくお願いたします。

○山中委員 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは先ほどJAEAから説明のありました優先順位の高い設工認として、本日議題1～3の設工認について審査を進めてまいりたいと思います。

まず、NSRRの設工認対象設備評価の網羅性については、事業者及び設置者及び規制庁において確認し、漏れがあったものについては9月25日の委員会で報告を行ったところでございますけれども、NSRRの設工認の対象施設評価の全体像については説明していないことから、個別案件の審査に入る前に、これらについて確認を行っていきたいと思います。

それでは、JAEA側から資料に基づき説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（村山部長） 原子力機構、村山です。よろしくお願いたします。

NSRRに今、委員長から紹介ありましたように、設工認の適合性への要否整理表、こちらのほうをまとめてきましたので、その説明をしたいと思います。それから追加案件の中で消火設備に対する設工認を申請してございます。その内容について続けて説明したいと思います。

では、説明は担当のほうからお願いたします。

○日本原子力研究開発機構（村尾マネージャー） NSRRの村尾です。それでは、まず資料1-1について御説明いたします。

資料1-1は、設工認適合性要否表でございます。第23回の原子力規制委員会、これは令

和元年8月21日に行われた委員会でございますけれども、この委員会を受けまして、NSRRの設工認全体像を確認し、新規制基準適合確認に係る設計及び工事の方法の認可を漏れなく申請するために、別紙1、この紙の後ろについておりますけれども、適合要否表を作成しております。設置変更許可申請書に記載している設備等を全て抽出いたしまして、各設備について試験研究用原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準規則への各条文の適合性説明の要否を確認しております。

適合性説明を要するとした設備、これは凡例で表中○で示しております。これにつきましては、適合確認に係る設工認申請が必要であります。設工認申請その1～その5、これは新規制基準適合性確認として既に認可をいただいているものでございますけれども、として申請済みの設備以外のものについて追加で設工認申請を行います。

なお、新規制基準の要求事項ではありますけれども、新規制基準前の設工認で説明しているもの、これは凡例：◎で示しております。または新規要求事項ではなく、既設をそのまま使用するというもの、もしくは新規制基準対応のその1～その5に内包されるもの、これは凡例：△で示しております。これらにつきましては追加の新規制基準適合に係る設工認申請を必要としないというものでございます。

本確認におきまして追加で設工認申請が必要と判断したものは、照射物管理棟の給排気設備、管理区域外漏えい防止対策、保管廃棄設備、火災警報装置・消火設備、屋外消火栓、避雷設備と、9月25日の委員会で御報告いただいたものと同様でございます。

火災警報装置、消火設備につきましては、9月17日に消火設備として申請いたしました。その他につきましては、12月上旬申請を目標に申請書を作成中でございます。

次のページからの表の詳細については割愛させていただきます。

以上です。

○山中委員 説明のございました部分について、質問、コメントございますか。

それでは続きまして、本日は既に申請済みの消火設備の設工認申請について、次に議論をしたいと思います。

それでは、資料に基づいて説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（村尾マネージャー） すみません。その前に資料1-2のほうがございますので、先にそちらのほう説明させていただきます。

資料1-2は先ほど御説明しました設工認の要否表と同様に、新規制基準対応に係る追加の設工認が必要ないかというところで改めて整理したものの一つとなっておりますので、

資料1-2のほうで御説明いたします。

許可申請書等新規制基準の適合確認に係る設工認との整合を図る観点で、許可申請書と後段規制の関係を整理した「許可基準規則への対応と後段規制との関係」（別紙2）を作成しております。

こちらは許可書の添付書類八別冊9に記載しております、許可基準規則への適合に記載の適合のための設工認に対する要否、それから保安規定による対応の要否について整理したものとさせていただきます。

新規制基準対応として設工認申請が必要なもの、これは別紙2のほうで黄色塗り潰しになってございます。につきましては、要否表の設備番号、設工認申請回、それから保安規定に基づく対応の要否とともに示してございます。

空欄の条文につきましては、既往の設工認もしくは保安規定において対応している、また許可で評価済みというものでございます。これらは別紙2で灰色で塗り潰してございます。これにつきましても追加で設工認申請が必要なものは、先ほど御説明したものと同様でございます。

以上でございます。

○山中委員 1-2の説明いただきましたけれども、質問、コメントございますか。

○戸ヶ崎チーム員 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

資料1-1と1-2につきましては、事業者のほうでチェックをしていただいただけではなくて、こちらの規制庁側でも許可で説明があった設備が全部網羅されているとか、あとそれぞれの設備に対する設工認の技術基準がちゃんとカバーされているのかをチェックしておりますので、その結果出てきたものが、先ほど原子力機構からありました6点の設備になりますので、こちらのほうと事業者のほうが一致しているので、問題ないというふうに考えております。

○山中委員 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、改めて消火設備について説明、お願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（村尾マネージャー） NSRRの村尾です。

それでは、資料1-3に基づきまして、9月17日に申請しました消火設備について説明させていただきます。

それでは、1ページでございます。本申請につきましては、許可に基づきまして安全設備が火災により損傷を受けるおそれがある場合に備え、火災の発生を感知する設備及び消